

奈良市公報

第 2 2 1 号

平成19年 6月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
- 一般競争入札の実施…………… 2
- 市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 3
- 国土調査の実施…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更の届出（3件）…………… 3
- 道路の位置指定…………… 3
- 住居番号の設定…………… 4
- 建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定…………… 4
- 奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 5
- 道路の位置指定…………… 5
- 障害者自立支援法の規定による自立支援医療機関の指定…………… 5
- 放置自転車等の処分…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更の届出…………… 6
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 6
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
鳥見第3幹線-11	奈良市富雄元町四丁目2380	奈良市富雄元町四丁目1919-4
鳥見第3幹線-12	奈良市富雄元町四丁目1922-1	奈良市富雄元町四丁目1922-1
鳥見第3幹線-13	奈良市富雄元町四丁目1919-4	奈良市富雄元町四丁目1919-4
鳥見第3幹線-14	奈良市富雄元町四丁目1909-2	奈良市富雄元町四丁目2380
帝塚山南幹線-50	奈良市三碓六丁目1179-1	奈良市三碓六丁目1187-1
帝塚山南幹線-51	奈良市三碓六丁目1179-1	奈良市三碓六丁目1180-2
帝塚山南幹線-52	奈良市三碓六丁目1179-1	奈良市三碓六丁目1174-1
帝塚山南幹線-53	奈良市三碓六丁目1231-2	奈良市三碓六丁目1179-1
大洲池幹線-138	奈良市西登美ヶ丘六丁目4429-1	奈良市西登美ヶ丘六丁目1980-1212
鶴舞西第3幹線-15	奈良市学園新田町3219-2	奈良市学園新田町3033-2
鶴舞西第3幹線-16	奈良市学園新田町3033-2	奈良市学園新田町2947-1
押熊第3幹線-8	奈良市北登美ヶ丘六丁目1218-11	奈良市北登美ヶ丘六丁目1231-1

- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 一般競争入札の実施…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 10

監 査

- 包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知…………… 10

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定…………… 10
- 一般競争入札の実施…………… 11

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 11

告 示

奈良市告示第267号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年5月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年5月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年5月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄元町四丁目、三碓六丁目、西登美ヶ丘六丁目、学園新田町、北登美ヶ丘六丁目、押熊町、南京終町、高畑町、法蓮町、南紀寺町三丁目及び杏町の各一部

押熊第3幹線-9	奈良市北登美ヶ丘六丁目1218-11	奈良市北登美ヶ丘六丁目1231-1
押熊第2幹線-52	奈良市押熊町693-2	奈良市秋篠町1546-1
押熊第2幹線-53	奈良市押熊町693-1	奈良市押熊町690-1
押熊第2幹線-54	奈良市押熊町689-1	奈良市押熊町690-1
明治幹線-233	奈良市南京終町743-5	奈良市南京終町743-1
明治幹線-234	奈良市南京終町745-1	奈良市南京終町745-12
紀寺幹線-31	奈良市南京終町51-1	奈良市南京終町48-6
高畑幹線-23	奈良市高畑町654-5	奈良市高畑町654-8
都跡幹線-280	奈良市法蓮町1920-2	奈良市法蓮町1987-6
北永井幹線-309	奈良市南紀寺町三丁目142-29	奈良市南紀寺町三丁目142-24
北永井幹線-310	奈良市南紀寺町三丁目142-19	奈良市南紀寺町三丁目142-24
杏幹線-14	奈良市杏町386-2	奈良市杏町386-2
杏幹線-15	奈良市杏町397-2	奈良市杏町397-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年5月1日揭示済)

奈良市告示第268号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年5月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
街路樹害虫駆除薬剤散布業務委託ほか6件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所
告示日から平成19年5月8日までは閲覧室、同月9日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
 - ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成19年5月8日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年 5月 9日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第269号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成19年 5月 1日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第270号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 5月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 事業計画が公示された年月日

平成19年 4月 24日（平成19年奈良県告示第45号）

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市小倉町の一部の地域

4 調査期間

平成19年 5月 1日から平成20年 3月 31日まで

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により五条西二丁目第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 5月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	中 村 靖 奈良市五条西二 丁目17番14号	八 幡 敦 奈良市五条西二丁 目 8 番 1 号

2 変更の年月日

平成19年 4月 15日

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第272号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により学園朝日元町二丁目北自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 5月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市学園朝日 元町二丁目1909 番地の 9	奈良市学園朝日 元町二丁目559番地 の45
代表者の氏名 及 び 住 所	川 畑 雅 洋 奈良市学園朝日 元町二丁目1909 番地の 9	コリン・ロジャース 奈良市学園朝日 元町二丁目559番地 の45

2 変更の年月日

平成19年 4月 15日

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第273号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年 5月 1日

奈良市長 藤 原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	川 井 晃 奈良市秋篠町582 番地の 6	乾 壽 光 奈良市秋篠町1013 番地

2 変更の年月日

平成19年 3月 31日

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第274号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定

により公告します。

平成19年5月1日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市三条町511番地
申請者氏名	株式会社 車屋 代表取締役 正木 麻文
道路の位置	奈良市南城戸町42番地、43番地の1及び 43番地の2の各一部
道路の幅員	最大4.2m 最小4.0m
道路の延長	43.02m
指定年月日	平成19年5月1日
指定番号	第18025号

(平成19年5月1日揭示済)

奈良市告示第275号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年5月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年5月1日揭示済)

奈良市告示第276号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から適用するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示します。

なお、平成17年奈良市告示第79号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成19年6月19日限り廃止し、同日前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例によることとします。

平成19年5月1日

奈良市長 藤原 昭

1 中間検査を行う区域
別表

	(あ) 構造	(い) 特定工程	(う) 特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（杵組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取り付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事
3	鉄筋コンクリート造	2階の床（平屋については、屋根床版）の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床（平屋については、屋根床版）のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）

奈良市全域

2 中間検査を行う期間

平成19年6月20日から平成22年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 中間検査を行う建築物は、平成19年6月20日以降に法第6条第1項の確認の申請書若しくは法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある建築物又は法第18条第2項の計画の通知がある新築若しくは改築（一部改築を除く。）工事を行う建築物（車庫その他これに類するものに住宅を増築する場合を含む。）とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

(ア) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

(イ) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

(ウ) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

(エ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

(2) 中間検査を行う建築物の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3) 中間検査を行う建築物の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

(イ) 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

別表(あ)欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表(う)欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の(イ)欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

4	鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床の配筋工事（2階の床の配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはり及び床版の取り付け工事）	2階の床のコンクリート打設工事（2階の床のコンクリート打設工事を現場で施工しないものについては、2階の柱及び壁の取り付け工事）
5	1から4に掲げる構造のうち2以上の構造にわたるもの	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ(い)欄に掲げる工事	建築物の構造耐力上主要な軸組の一部を木造とした場合は1に掲げる工事とし、それ以外の場合は1階部分の構造耐力上主要な軸組における主たる構造について2から4までに掲げる構造に応じそれぞれ(う)欄に掲げる工事

(平成19年 5月 1日 掲 示 済)

奈良市告示第277号

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 5月 2日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱（平成16年奈良市告示第338号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健福祉部児童課」を「子育て課」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 5月 2日から施行する。

(平成19年 5月 2日 掲 示 済)

奈良市告示第278号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 5月 7日

奈良市長 藤 原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年 5月 7日
- 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課

電話0742-34-1111代表

(平成19年 5月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第279号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 5月 7日

奈良市長 藤 原 昭

申請者住所	奈良市大宮町五丁目3番20号
申請者氏名	株式会社 福岡屋住宅流通 代表取締役 岡田 英治
道路の位置	奈良市神殿町412番地の10の一部
道路の幅員	最大6.0m 最小4.5m
道路の延長	24.15m
指定年月日	平成19年 5月 7日
指 定 番 号	第18027号

(平成19年 5月 7日 掲 示 済)

奈良市告示第280号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年 4月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年 5月 7日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関名	所在地	主たる医師	担当する医療
西奈良中央病院	百楽園五丁目2-6	松本 宗輔	じん臓に関する医療
高の原中央病院	右京一丁目3-3	辻本 賀洋	じん臓に関する医療
おかたに病院	南京終町一丁目25-1	丘田 英人	じん臓に関する医療
西奈良中央病院	百楽園五丁目2-6	櫻井 悟良	整形外科に関する医療
奈良県立奈良病院	平松一丁目30-1	佐本 憲宏	整形外科に関する医療

(平成19年5月7日揭示済)

奈良市告示第281号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年5月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成19年5月22日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年2月1日から同月2日まで、同月5日から同月9日まで、同月13日から同月16日まで、同月19日から同月21日まで。

(平成19年5月8日揭示済)

奈良市告示第282号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成19年5月8日

3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年5月8日揭示済)

奈良市告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により恋の窪一丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年5月8日

奈良市長 藤原 昭

1 事務所及び代表者の変更（第1回）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市恋の窪一丁目13番12号	奈良市恋の窪一丁目2番16-207号
代表者の氏名及び住所	村井和代 奈良市恋の窪一丁目13番12号	安藤幹人 奈良市恋の窪一丁目2番16-207号

変更の年月日 平成19年4月1日

2 事務所及び代表者の変更（第2回）

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市恋の窪一丁目2番16-207号	奈良市恋の窪一丁目8番4号
代表者の氏名及び住所	安藤幹人 奈良市恋の窪一丁目2番16-207号	藤井正勝 奈良市恋の窪一丁目8番4号

変更の年月日 平成19年4月21日

(平成19年5月8日揭示済)

奈良市告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人敬愛会 はもり皮フ科	奈良市三碓三丁目11-1	平成19年5月1日
柳本医院	奈良市神功五丁目19-3	平成19年4月3日
まえだ整形外科	奈良市東紀寺町二丁目10-13	平成19年4月2日

こたけ整形外科	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成19年5月1日
嶋田眼科	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成19年5月1日
つづき脳神経外科クリニック	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3F	平成19年5月1日
まつお内科消化器科	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘A棟3階	平成19年5月1日
やまね内科クリニック	奈良市西大寺小坊町5-1	平成19年5月1日
有山歯科診療所	奈良市西大寺国見町一丁目1-131	平成19年4月1日
医療法人昌誠会 新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目9-1新大宮ビル2F	平成19年4月1日
ゆめはんな歯科クリニック高の原	奈良市右京一丁目6-1イオン高の原ショッピングセンター3階	平成19年5月1日

(平成19年5月9日揭示済)

奈良市告示第285号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
はもり皮フ科	奈良市三碓三丁目11-1	平成19年4月30日
医療法人相和会有山診療所 有山診療所西大寺歯科診療所	奈良市西大寺国見町一丁目1-131近鉄第1ビル内	平成19年3月31日
医療法人相和会有山診療所 鶴舞歯科診療所	奈良市鶴舞東町1-46-202	平成18年8月31日
新大宮歯科医院	奈良市大宮町六丁目9-1新大宮ビル2F	平成19年2月28日

(平成19年5月9日揭示済)

奈良市告示第286号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があ

りましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

	名 称	所在地	変更年月日
旧	医療法人相和会有山診療所 矯正・小児歯科診療所	奈良市学園北一丁目11-4エルアベニュー-学園前3F	平成19年4月1日
新	医療法人相和会有山診療所 有山矯正・歯科診療所	奈良市学園北一丁目11-4エルアベニュー-学園前3F	

(平成19年5月9日揭示済)

奈良市告示第287号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
カームヘルパーステーション	奈良市菅原町455-1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年4月15日 平成19年4月15日

株式会社 カーム	奈良県奈良市菅原町455番地の1		
カームケアプランセンター	奈良市菅原町455-1	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成19年4月15日
株式会社 カーム	奈良県奈良市菅原町455番地の1		
やまね内科クリニック	奈良市西大寺小坊町5-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成19年5月1日 平成19年5月1日 平成19年5月1日
山根 佳子	奈良県奈良市西大寺小坊町5番1号	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成19年5月1日 平成19年5月1日
やまね内科クリニック	奈良市西大寺小坊町5-1	介護予防 訪問リハビリテーション	平成19年5月1日
山根 佳子	奈良県奈良市西大寺小坊町5番1号		
医療法人敬愛会 はもり皮膚科	奈良市三碓三丁目11-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成19年5月1日 平成19年5月1日 平成19年5月1日
医療法人 敬愛会	奈良県奈良市三碓町三丁目11-1		
小規模多機能型居宅介護 アップル	奈良市中登美ヶ丘三丁目13-2	地域密着型 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護予防 小規模多機能型居宅介護	平成19年5月1日 平成19年5月1日
医療法人 北寿会	奈良県奈良市中登美ヶ丘三丁目13番2		

(平成19年5月9日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第288号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ロイヤルフェニックス在宅介護支援センター	奈良市六条町99-2	医療法人康仁会	平成19年4月1日
新	ロイヤルフェニックス居宅介護支援事業所	奈良市六条町99-2	医療法人康仁会	

(平成19年5月9日揭示済)

奈良市告示第289号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年4月11日 奈良市指令都整開 第06A-61号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年5月9日 第1051号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市油阪地方町8番地の1並びに油阪町1番地の95、

1番地の109、1番地の123、2番地の3、2番地の45及び461番地

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区北堀江2丁目5番12号
株式会社 タウンライト
代表取締役 木下 春雄

(平成19年5月9日揭示済)

奈良市告示第290号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月9日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成19年 5月 9日
3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 5月 9日 掲示済)

奈良市告示第291号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 5月10日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日
平成19年 5月10日
3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年 5月10日 掲示済)

奈良市告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 5月14日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号
平成19年 4月17日 奈良市指令都整開 第07A-2号
2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年 5月14日 第1052号
3 開発区域に含まれる地域
奈良市西九条町一丁目2番地の6及び2番地の7
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西九条町163番地 植田 泰美
奈良市西九条町163番地 植田 博子
(平成19年 5月14日 掲示済)

奈良市告示第293号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年 5月15日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項
街路樹害虫駆除薬剤散布業務委託ほか40件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(5) 本市の指定停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
3 設計図書等を示す日時及び場所
(1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
(2) 場所
告示日から平成19年 5月18日までは閲覧室、同月19日以降は監理課窓口
4 入札の場所
奈良市役所入札室
5 入札の日時
別表のとおり
6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
7 郵便入札に関する事項
(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
(4) 郵便入札の無効
ア 入札に参加する資格のない者のした入札
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
エ 入札書に記名押印のない入札
オ 入札金額を訂正した入札

- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年5月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年5月19日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年5月15日揭示済)

奈良市告示第294号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年5月15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年5月15日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年5月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。

平成19年5月9日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 幾田 邦夫
同 米澤 保
奈総財第86号
平成19年4月26日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中和田 守 様
同 幾田 邦夫 様
同 米澤 保 様

奈良市長 藤原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成15年3月26日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成14年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

ごみ処理事業について

2 病気・負傷等による休暇の趣旨徹底と制度改善について（人事課）

【監査結果の要旨】

① 環境清美部については、他の市長部局に比べて病気休暇の取得割合が高くなっており、各所属の業務の円滑な執行に支障が生じることになる。病気休暇の承認に関しては、各所属長がその趣旨の徹底を図るとともに、負傷または疾病の状況等を十分に把握して判断し、特に長期にわたる場合については、職員の自宅訪問を行なうなど職員の勤務状況・健康管理に努める必要がある。

一方、制度上の問題として、病気休暇、休職の運用について、国の制度などを参考にし、改善に向けて早急に着手する必要がある。

【措置の内容】

① 職員の病気休暇制度の不適正な運用による不祥事の発生により制度の運用を見直した。所属長及び職員の責務の整備などを行い、病気休暇の適正な運用を図ることとした。

(平成19年5月9日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第15号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 5月11日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社 清滝設備	代表取締役 眞田 一希	奈良市三碓六丁目9 番22号	平成19年 5月1日

(平成19年 5月11日揭示済)

奈良市水道局告示第16号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成19年 5月15日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内阪原町地内他5件(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定

の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成19年 5月24日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
 - キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
 - ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年 5月18日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年 5月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成19年 5月15日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第6号

奈良市農業委員会平成19年 5月農地部会の会議を下記の

とおりに招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成19年5月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 奥谷勝紀
記

- 1 日時
平成19年5月14日（月）午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地の競売に係る買受適格証明について（知事）
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (6) 許可・受理の取消しについて
 - (7) 知事許可について（4月許可分）
 - (8) 非農地証明について（4月分）

（平成19年5月7日揭示済）